

特記仕様書

第1条 総則

(1) 適用範囲

本仕様書は山県市が施行する平成17年度 畜産公害 ^{調査委託業務} ~~市活性化構想策定業務~~ に適用する。

(2) 業務場所

本業務の対象地域は山県市全域「別紙参照」とする。

(3) 目的

山県市においてはまちづくり計画において、「便利で快適なまちづくり」「豊かで美しい自然を守るまちづくり」を推進しており、伊自良地¹⁸の環境保全及び畜産業の振興は其中でも重要な位置を占めている。本業務はそれらを踏まえ、地域の良好な定住環境の整備と自然環境の保護、クリーン農業を始めとする地域新エネルギーの導入などによる循環型社会の構築を目指し、地域の活性化構想を行うものである。

(4) 期間

本業務の履行期間は、契約締結日より平成18年2月10日までとする。

(5) 準拠する法令等

1. 地方自治法
2. 土地基本法
3. 国土利用計画法
4. 都市計画法
5. 山県市委託業務等契約約款
6. 設計業務共通仕様書（国土交通省）
7. その他関係法令及び諸規則

(6) 貸与資料

発注者（以下、「甲」という。）が所有する資料で本業務において必要なものは受託者（以下、「乙」という。）の申出により貸与する。

(7) 機密保持

本業務で知りえた内容を発注者の承諾なしに外部に漏らしてはならない。

(8) 責任者及び技術者

甲は、乙が定めた本委託の責任者¹⁹若くは技術者または乙の使用人等で、本委託業務の目的の達成に関して著しく不相当と認められる者がいるときは、随時乙に対して理由を明示してその交替を求めることが出来るものとする。